

## 合併公告

令和元年6月3日

株主及び債権者 各位

大阪市北区同心一丁目6番23号  
株式会社千趣会  
代表取締役 梶原 健司

当社（甲）は、令和元年5月24日開催の取締役会において、令和元年8月1日を効力発生日として、株式会社千趣会リテイリングサービス（乙、住所 大阪市北区同心一丁目6番23号）と合併（以下、「本合併」という。）することを決議いたしました。つきましては、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、本合併による甲の株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
（甲） 金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
（乙）

掲載紙	官報
掲載の日付	平成31年4月23日
掲載頁	48頁（号外第83号）

以上